

第四十六回国会
衆議院
大蔵委員會議

會議錄
第四十五号

昭和三十一年五月二十七日(水曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 山中 貞則君

理事金子 一平君 理事原田 憲君

理事藤井 勝志君 理事坊 秀男君

理事吉田 重延君 理事有馬 輝武君

理事堀 昌雄君 理事武藤 山治君

天野 公義君 伊東 正義君

岩動 道行君 大泉 寛三君

大久保武雄君 奥野 誠亮君

木村 剛輔君 小山 省二君

砂田 重民君 田澤 吉郎君

渡辺美智雄君 卜部 政巳君

佐藤觀次郎君 只松 祐治君

日野 吉夫君 平林 剛君

松平 忠久君 春日 一幸君

出席政府委員

人事院事務官 小林 巖君

(管理局長) 大蔵政務次官 額 彌三君

大蔵事務官 遠藤 胖君

(日本専売公社 監理官) 大蔵事務官 平井 迪郎君

(主計局給与課 長) 大蔵事務官 泉 美之松君

(大蔵事務官 (主税局長) 田中 重五君

委員外の出席者

人事院事務官 長橋 進君

(管理局長) 農林事務官 岡田 覚夫君

(農林事務官 (大臣官房参事官) 西尾 八起君

農林事務官 西尾 八起君

(林野庁職員部 福利厚生課長)

郵政事務官 江上 貞利君

(人事局要員訓練課長) 郵政事務官 船津 茂君

人事局厚生課 建設事務官 大津留 温君

(大臣官房人事課長) 建設事務官 大津留 温君

建設事務官 大津留 温君

建設事務官 大津留 温君

建設事務官 大津留 温君

建設事務官 大津留 温君

建設事務官 大津留 温君

建設事務官 大津留 温君

建設事務官 大津留 温君

建設事務官 大津留 温君

建設事務官 大津留 温君

建設事務官 大津留 温君

建設事務官 大津留 温君

建設事務官 大津留 温君

建設事務官 大津留 温君

建設事務官 大津留 温君

建設事務官 大津留 温君

建設事務官 大津留 温君

建設事務官 大津留 温君

建設事務官 大津留 温君

建設事務官 大津留 温君

建設事務官 大津留 温君

建設事務官 大津留 温君

建設事務官 大津留 温君

建設事務官 大津留 温君

建設事務官 大津留 温君

建設事務官 大津留 温君

建設事務官 大津留 温君

建設事務官 大津留 温君

建設事務官 大津留 温君

建設事務官 大津留 温君

建設事務官 大津留 温君

建設事務官 大津留 温君

建設事務官 大津留 温君

建設事務官 大津留 温君

建設事務官 大津留 温君

まいりますと、資産の、いわば現金資産の割合が三十八年の十二月末現在におきまして二・三%でございます。これは先ほど五%と申し上げましたが、当分の間におきましては毎年ほとんど積み立て金がふえていくような状況でございます。いわば入ってくる金で支払うべき資金は十分まかなっている状況でございますので、当分の間三%程度ということに定められておりますので、こういう数字になっております。

それから第二号の、いわば有利なる運用をはかるという見地で定められております資産の運用が五四・八%でございます。その中で預託金つまり資金運用部預託に充てられておる資産が二・八%、その他が三二・〇%、これは定期性の預金であるとか、あるいは貸付信託であるとか、あるいは有価証券等の運用に充てられておるものでございます。

それから第三号といたしまして、先ほども申し上げました不動産並びに不動産取得を目的とする貸し付け、これに対する運用が一三・六%でございます。そのほとんど全部が福祉事業のための不動産の取得のための資金でございます。

それから第四号といたしまして、各単位組合に対する貸し付けと申しますか、組合員が、たとえば住宅取得であるとか、あるいは教育資金であるとか、生活資金等のために借り入れを行なう場合のこの貸し付けでございますが、これらの運用割合が二九・三%という数字になっておるわけでございます。しかも最近におきましては、準公務員宿舍に対する運用というような問題も大

きく取り上げられることになりまして、本年度の資産運用の予定によりまして、不動産貸し付けと組合員貸し付けを合わせまして五割程度の運用が行なわれることになろうかと思ひます。

そこで、先ほどお尋ねがありました第三号の不動産の現状並びにその再評価の問題でございますが、不動産につきましては、先ほどお話し申し上げた三十八年の十二月末現在で連合会の所有不動産は百十四億七千六百万でございます。これについては再評価はいたしておりません。再評価をいたした場合には、どの程度の含みがあるかという問題でございますが、これは再評価をやったことがございませんし、福祉施設にいたしましては取得の時期が非常にまちまちでございますので、現在の段階でどの程度になるか的確な数字はつかめないという状況でございます。

なおその他の共済組合につきましても、大体これに準じた運用が行なわれているわけでございます。先ほど申し上げましたように、資金運用部預託が行なわれる場合とその他によつて若干差がありまして、たとえば地方公務員共済組合の場合でございますと、地方債の引き受け等が資金運用部預託にかわつて行なわれているというふうな御理解を願つてよろうかと思ひます。

○只松委員 きょうは、この問題を中心にお尋ねしようということではございませんので、一応お聞きする程度にとどめておきますが、こういう膨大な、しかも日本国じゅうのほとんどの公務員関係者の老後の問題を扱う、あ

るいは現在のいろいろな不時の災害の費用を扱うたいへん重要な任務を負っているわけですが、この資金を運用している機構と、それから運営状況というものについて、ひとつ簡単に御説明をいただいておりますかと思ひます。

○平井(通)政府委員 先ほど御説明申し上げましたように、共済組合のグループにも三グループございまして、それぞれ必ずしも同じような制度にはなっておりませんが、基本的には申しますと、単位組合で長期給付を行なつて積み立て金を持つておるところ、こういうところにつましては、運営審議会といたしまして、その運営審議会におきまして、毎年の事業計画を審議し、運営してまいることになるわけでございまして、その運営審議会の構成でございますが、それには職員を代表するものも参画することになっておりまして、職員代表と当該官庁の代表とが協議して運営をしてまいるというふうな構成になっておるわけでございます。なお連合会組織をとっております場合には、おきましては、二通りございまして、地方公務員の場合におきましては、評議員会制度によりまして、評議員会が議決機関として各種の基本的な運営を定めておるわけでございます。それからその評議員会の構成員に組合員等が入っている場合もございます。

それから国家公務員の場合でございますが、先ほど申し上げたように、各省単位の運営審議会というものが設けられておりまして、ここにおいて職員の意見等を反映いたしながら、各省を代表する一名の評議員が集まりまして、連合会の評議員を形成する、これが意

思決定機関になるということになっておるわけでございます。このような形でそれぞれ運営が行なわれているわけでございます。

○只松委員 これは労働者全体の中で共済組合等対策委員会とか、あるいは総評であるとか、あるいは国家公務員、地方公務員その他各関係労働者の中からいろいろな要求が出ておることは御承知だと思ひます。それからいま表面にあるいは形式上は一応そういう民主的な形で各方面から選出されてきたもので運営されておる、こういう形になっておりますが、一口に言うならば、ほとんどそういう人々は管理者側、いわゆる当局者側の人々が出てきておる、あるいは多い、こういうことは御承知のとおり明らかなところでありまして、したがつて、この対策委員会から運営の民主化というようにことが強く要求されておるわけでございまして、そういう点について、いまきわめてこれが民主的に行なわれていない、しかも大金を納めておるいわゆる労働者側の意見というものがあまりに少ない、こういうことを率直にお認めになり、今後そういう人々の意見をもう少し聞く、あるいはそういう人々をもっと多く選出されてくる、こういうふうになさる御意思があるかどうかお尋ねいたします。

○平井(通)政府委員 各共済組合の運営審議会におきまして、少なくとも労働組合に所属しておられる方々の運営委員とそれからいわば官側と申しますか、管理者側の運営委員との数は同数ないしは一名程度の差ということになっておるわけでございまして、その限りにおきまして、現在の制度を特に

改めるといふ議論はないのではないかと私も考えております。

さらに評議員の中に労働組合の代表をもう少し入れてはどうかという議論があるわけでございますが、それらは各単位共済の委員を代表するという形で連合会に出てくるわけでございまして、その限りにおきまして、何人が最も適切であるかという観点から考えますならば、いわば管理の責任も負担しており、かつはまた事務にも精通しているという、いわば共済組合の担当課長と申しますか、主管課長が一応それにあたるのが妥当であらう、もちろんその主管課長といえども、個人の意見において行動するわけではございませんので、それぞれ各省の運営審議会の意見を十分取り入れて、その観点において発言し、行動するわけでございまして、現在の制度を特に改める必要はないと私も考えております。

○有馬委員 ちょっと関連して。この問題につきましては、本委員会において何回も論議をされて、いま御答弁になつたような形ではなくて、民主的な運営のために構成についても将来考えようという答弁があつたことを記憶いたしております。それで二、三の単位共済の現在の構成をお示しいただくとともに、政務次官のほうからこれについて現在までどのような検討が加えられてきたか、御答弁いただきたいと思ひます。

○平井(通)政府委員 各省の単位共済の構成でございますが、大蔵省におきましても九名の運営審議会の委員がございまして、その中で四名が職員組合の代表というふうになっております。それから郵政省の場合でございますが、

すと、五名、五名という形になっておりますが、ただ議長が理事者側から出るという形になっているように考えております。大体そういうようなタイプに分かれます。

○**総務府委員** いまの有馬委員の御質問に対して事務当局のほうから構成の問題については再検討するというようなお話がございましたが、私もその辺の内容をよく承知いたしております。少なくとも私が大蔵省に参りましたからはそういう問題で検討いたしましたことはなかったように思います。

○**有馬委員** 負担率の問題等で、いま各単位共済の意見を代表して連合会に持っていくという御答弁でありましたが、その持っていく際には各単位共済においてその権限がどのような形で委任されるわけですか。

○**平井(連)政府委員** ちょっと御質問の御趣旨が必ずしも理解できない点もございますが、たとえば事業計画とかあるいは財源率再計算というような問題につきまして、各省単位組合がどういう考え方でどういふ仕事をするかというふうに考えましてお答えを申し上げますと、事業計画の場合でございますと、たとえば国家公務員共済組合連合会が年度の事業計画を大ざっぱに立てます場合、まず基本的には各単位共済からいろいろの希望をとるようにならしてあります。その希望をとる段階におきまして、たとえばこういうところには宿所をつくってほしいとか、あるいは保養所をつくってほしいとか、その他共済組合連合会の運営各般にわたっての希望が述べられるわけでございます。その段階におきまして、当然各省単位共済組合において運営審議会

にどういふ考え方で出すかということが付議されておるわけでございます。

それから、このようにして作成して提出された意見に基づきまして、修正すべきところは修正して連合会の事業計画等が一応策定されるわけでございますが、その連合会の事務局なりあるいは理事会を経て作成されたものにつきまして評議員会で決定をいたすということになるわけでございます。その評議員会で決定すべき議案につきましては、事前に当然各単位共済組合に配付されまして、単位共済組合の運営審議会でもう一度その点を議論する機会があるわけでございます。そういう運営審議会の段階におきまして、事業計画等については十分組合の方々も参画して論議される余地が認められておるわけでございます。

それから財源率の再計算の問題でございますが、財源率の再計算の問題につきましても、われわれといたしましては当然職員にも利害関係のある問題でございますから、各単位共済にも周知徹底をはかる必要があるということでは考えておるわけでございます。そこで、まず基本的には申しますならば、財源率の問題というのは保険数理に基づいて所要の費用の総見積もりが幾らになるかという問題があるわけで、いわば数学的な問題になるわけでございますから、基本的には専門家であるアクチュアリーの見解によつてきめていくわけでございます。このアクチュアリーの見解の決定にあたりまして、各種の共済組合の担当のアクチュアリーが昨年初めから集まりまして、どういふ観点で検討するか、どういふ指標をとってやるのがいいのかという議論を十分尽くした上で、それぞれの

各共済組合あるいは連合会の総費用の見通しが過去五年間とどう違つてきているかというのを検討されたわけでございます。そういう検討の結果が、一応試算された財源率の形で出てまいりまして、それを郵政省あるいは印刷局、造幣局、林野庁という現在の共済組合につきましては、それぞれの運営審議会に付議いたしておりますし、さらに国家公務員共済組合連合会の場合におきましては、いわば財源率を客観的な立場で検討するために検討委員会というものをつくりたいということと、これには労働組合の方々も参加するように呼びかけまして、検討委員会という場において十分議論を尽くしていただきたいということにいたしておるわけでございます。その労働組合からの参加される方々につきましては、各省の単位組合に呼びかけまして、単位組合からそれぞれ御推薦いただくというような形で運営いたしていくようにしております。そういう意味におきまして、もちろん試算されました財源率等についても各省単位組合にも周知させておりますし、さらにそういう場を通じて十分御意見を承るようにならしておるわけでございます。

望が出ておることは御承知のとおりでありますから、ぜひここで附帯決議その他もつておるといふ国会の意見も尊重して、民主的にするように改めていただきたいと要望しておきます。

次に、法律は御承知のとおり国民全に適用するものである、したがって法律は国民に対して平等でなければならぬといふことは当然でございます。しかし過日議論されておりますように、今回の改正法は満州や上海等におられた人々、端的に言えば特殊な人々に対する適用ということが主眼になつてきております。しかもこの立証方法その他は、いままでとは違つて非常にゆるやかに何らかの形で立証できればそれが適用される、皆さん方政府当局の答弁もそういうことになつておるのです。したがって今後いろいろないはそういう特殊な任務について人々はゆるやかにする、あるいは内地でいろいろ適用する場合に非常にシビアにする、こういうように人によって法の適用を誤らしてはならないと思ひます。そういう点について、今回のようにこの共済法を適用する場合に国民すべてに寛大にする、こういうことをお認めになるかどうか、お聞きしておきたい。

○**平井(連)政府委員** 三機關の職員の勤務の実態について、認定にあたりましてはできるだけ客観的な資料に基づいて認定をいたしたい、その点については基本的な態度としては変わっておりません。ただ現実の問題といたしまして終戦時の、しかも外地のことでございますから、正確な公的な資料が完全に備わっているかどうか、これらに

ついては必ずしも自信がないわけでございます。その限りにおきまして少なくとも公正な第三者の目から見て間違いないという資料が出る限りにおいて、これを認定してまいりたいという考え方をとっているわけでございます。そこで、ひるがえつて先生御指摘のように、かりに今後ほかの問題を内地等について考えたとした場合において、同じ態度で進んでいくべきであるかどうか、これはもちろん基本的には同じでなければならぬと思ひます。ただ問題は、少なくとも第三者から見客観的に認定できるか、あるいはこれ以外の認定の方法はないかという場合についての認定の問題、いわばある程度上司なり同僚等の証言等を認定材料にするということはあるかと思ひます。ただいろいろ意見が違つておる場合に、どれか一つをとつてきめるといふようなことはなかなかむずかしい問題でございます。そういう点については、具体的な事案が起りました際にあらためて検討いたすことにせざるを得ないと思ひます。

○**只松委員** 法というのは基本的に同じであることは当然のことと、具体的に適用する場合に同じではないけれども、基本的には同じ効果がないわけですか。基本的には同じことばの濁された答弁がありましたけれども、やはり一つそういうふうにあまいにすれば、あるいは簡単な立証方法をするならば、ほかの場合にも当然それはそういうことにならないければならぬと思ひます。基本的には個々に当たって見なければならぬ、こ

ういふ議論を十分尽くした上で、それぞれの各共済組合あるいは連合会の総費用の見通しが過去五年間とどう違つてきているかというのを検討されたわけでございます。そういう検討の結果が、一応試算された財源率の形で出てまいりまして、それを郵政省あるいは印刷局、造幣局、林野庁という現在の共済組合につきましては、それぞれの運営審議会に付議いたしておりますし、さらに国家公務員共済組合連合会の場合におきましては、いわば財源率を客観的な立場で検討するために検討委員会というものをつくりたいということと、これには労働組合の方々も参加するように呼びかけまして、検討委員会という場において十分議論を尽くしていただきたいということにいたしておるわけでございます。その労働組合からの参加される方々につきましては、各省の単位組合に呼びかけまして、単位組合からそれぞれ御推薦いただくというような形で運営いたしていくようにしております。そういう意味におきまして、もちろん試算されました財源率等についても各省単位組合にも周知させておりますし、さらにそういう場を通じて十分御意見を承るようにならしておるわけでございます。

○**只松委員** 法というのは基本的に同じであることは当然のことと、具体的に適用する場合に同じではないけれども、基本的には同じ効果がないわけですか。基本的には同じことばの濁された答弁がありましたけれども、やはり一つそういうふうにあまいにすれば、あるいは簡単な立証方法をするならば、ほかの場合にも当然それはそういうことにならないければならぬと思ひます。基本的には個々に当たって見なければならぬ、こ

ておるわけでありますから、いろいろな方面で資料の収集をしなければならぬ、そういうことで準備はいたさせておられますけれども、まだ具体的にその数字を把握しておるということについては存じておりません。

○只松委員　たとえばこへ来てごらんになつてもよろしいうございしますが、埼玉県の農林省関係の官庁では、労働組合のほうが自主的に調べております。こうやって全部調べがついております。一例を申し上げますと、埼玉食糧事務所で約七百三十名中十五名、統計調査関係で三百十名中二十二名、農事試験場関係で二百八十名中五十七名、荒川中部水利事業所で五十五名中十八名、川口の機械管理所で十七名中九名、約千四百名程度の中で百二十名、一割程度の方がこの非常勤関係で問題になっておるし、非常に苦慮して当局側に訴えておる。こういうことは職員の中では明確に調査が済んでおるのです。ところが、当局側では全然わからないし、何名くらいおるかかわからないということでは、職員管理上きわめて怠慢のそしりを免れないと思うのです。これはどういうふうにお考えになりますか。

○岡田説明員　組合のほうで調査をしておるといふ話は伺つております。組合から出されました資料として、七千七百名程度の者がいるというふうな資料は承知をいたしております。しかし、これは申し上げるまでもありませんが、相当古いことでありますし、それから当時どういふふうな雇用形態であつたのかというふうなことも詳細に調べてみませんと、断定的なこととはなかなか申しにくいというふうに思われ

は、具体的な適用になりますと、また別個の問題だと思うのであります。したがって、その場合にはあらためて、その適用する人につきましてさらに調査するということはありませんか、前段階の、どの程度あるか、どういう形態であったかというふうな点を中心にして調査をしをてみたい、こう思っておるわけでありす。

○只松委員　給与課長のほうにお伺いをいたしますが、四十年代からこれを

適用することになれば、きのうの話では八月ごろまでに調査を終わりたいという話もございましたが、その程度までできれば、明年度の予算を組むのに差しつかえない、こういうことでございますか。その調査の期間は、どうですか。

○平井(通)政府委員 予算の立て方にもよると思いますが、かりにこれらの場合につきまして追加費用として国が負担するという場合でございますれば、必ずしも八月でなければならぬというのではないと思ひます。ただ、制度問題にいたしまして、ロンドンに見れば必ず国家財政に響いてくる問題でございますから、その限りにおいては、予算の編成期までには間に合うようにいたさなければならぬ、というふうに考えております。ただ、御指摘のようなケースが、かりに調査の方法あるいは調査から得られた結果が直ちにそのまま予算の基礎として論議されるようなものになるかならないか、この辺のところは、具体的な事案を拝見いたしませんと、いま直ちに、四十年の場合に適用できるようなものかならないか、この辺のところは、私どもいまお答えを申し上げることはできないと思ひます。ただ、私どもといたしましては、四十年を目途といたして検討いたすことはやぶさかではございませんが、出てきた事案につきましてさらに慎重に検討いたしまして、その可否を決定いたしたいと考えております。

○只松委員 事務当局でさえも四十年を目途として努力するということがございますから、当該官庁の農林省としては、当然それに間に合うように、

急いで調査される必要があると思ひます。どうですか、八月までには――いまの話では、まだ実施に着手していません、大体調査方法が何とか意見が一致した、こういう段階だと聞いておりますが、夏休みその他を控えて、八月一ぱいくらいに完成の見通しですか、どうですか。

○岡田説明員 これはやってみないと、必ずしもわかりませんけれども、私のほうとしては、大体三カ月くらいを目途にして、できるだけ努力をしてやろうというのを考えております。六月の初めからは、おそらく具体的に調査方法も確定しまして、調査に取りかかるといふような形になるかというふうなことを考えております。

○只松委員 それから、こういうことは調査の上でという答弁になるかと思ひますが、しかし、現在雇用されておる人ですが、おおよそ御存じだと思ひますが、農林省関係で、非常勤でいられて、いわゆる今回適用すれば、おおよそ何年くらい繰り入れになるかというふうにお思ひになっておられますか。

○岡田説明員 それは先ほど申し上げましたように、実態がわからないものでありますから、調査の上でないと的確なお答えはできないと思ひます。

○只松委員 大体埼玉で適用されるであろう百二十名前後の調べでは、おおよそ三年から、長い人で六年ですね。三年――五年という程度が一番多いわけですから、それからもう一点、三年――五年というのは当該者にとっては非常に大きな問題ですから、ひとつ農林省は急いでやっていただきたい。それから、さつきちょっと農林省当局に申しましたけれども、いわゆる近

代国家というのは、近代的な組織、表面上的の組織だけじゃなくて、内容そのものが一番大事なんです。日本では中小企業の問題をはじめとしたしまして、そういう経済の二重構造から始まって、いろいろな立ちおくれの部分がある。そういう中で結局雇用関係というものは、日本の立ちおくれた大きな部分で、封建制度の残滓として強く世界的にも指摘されておる。ところが政府の中で、こういうふうになくさん――過去にもあったし、それがまだ救済をされておらないし、現在もなお非常勤者が多い、こういうことは、端的に、そういう日本の雇用制度が、民間その他にも非近代的な形態で残っている、こういうことを意味するものだと思いますが、きょうは人事担当者はお見えになっておられないかと思ひますので、給与課長でけっこうです。

○只松委員 給与課長でけっこうです、こういふことをいつまで続けていくお考えですか、あるいはこういうことはやむを得ないというふうにお考えですか、お伺いしておきます。

○平井(通)政府委員 御質問の範囲がきわめて大きな問題でございますから、私どもからお答えしたいのかどうか疑問を感じますが、日本の社会保険制度自体が、社会保険という形におきましては、ようやく近年に至って整備されたわけでございまして、その限りにおきまして、いろいろな問題をかかえておることは事実でございます。ただ、この間違った問題、特に過去期間の取り扱いについて、いろいろな問題を週及するということは、社会保険全体を通じてなかなかむずかしい問題でございます。たびたび御非難をいただいておりますが、三団体の恩給公務員期間

への繰り入れは、いわば恩給という立場において可能になるわけでございまして、社会保険という立場においては、そう軽々には取り上げることが困難なわけでございまして、したがって、御指摘のような問題については、確かに御本人の立場から見れば、たびたび申し上げているように、同情に値するところはあるわけでございまして、いまの社会保険の体系の中で直ちにそういう過去期間をすべて現在の制度の中に取り込んでやっていくことが可能かどうか、この辺のところは、制度全般を通じていろいろな問題があるわけでございまして、そういうものを取り込んでしまふという場合におきましても、それを全部国が見るべきであるのか、あるいは保険料という形で将来に向かて組合員なり国が負担していくという形がいいのか、こういう点もあわせて議論しなければならぬわけでございまして、その限りにおいては非常にむずかしい問題であろうと私も考えざるを得ないわけでござい

ます。

○只松委員 こういう問題は、一課長のあれでなくて、大臣が来たときに議論する問題かもしれません。きょうは大臣が来るということで予定しておいたのですが、金曜日お見えになるといふことですから、またあらためて質問をしてよろしくございしますが、このううのは議論の問題ではないのです。たとえば小さく自分の家庭を例にとつても、不具者とか廃疾者とか病弱者、こういう人があれば何をしておいてもやはりこういう人たちは主人あるいは母としては救わなければならないので

す。ところが日本では、そういうことを家庭ではなかなかよくやるけれども、社会や国家の段階に移つてくると、そういう弱い者は放置してしまつて、全然顧みない。きょう列席の皆さんというのは、いわば官僚としては特権のグループに属する人々で、こういう人々とは無縁、無関係のような存在なんですね。ところが社会、国家というのは、何も一家庭が離れて存在するのではなくて、家庭の延長なんですから、当然国家は、こういう一番困つておる人々に何らかの形で救済の手を差し伸べていくというのが国家の任務になつてきておる。ところがいまの日本の国家といふものは、強い者なり何なりには迎合していつて、そういう者にはあまたかき手を差し伸べる――私たちが租税関係でやったように、租税特別措置法などはどんどんやつていくけれども、こういう非常に弱い人々には何らかの救済対策も講じていないというのが現状なんです。こういうものは議論の段階でなくて、自分の家庭にこういうかたわりの人や不具者、病弱者がおつたらどうするかという、こういう卑近な例から考えても、これは何より急いでやらなければならぬということでは当然過ぎるほど当然のことでございます。これは議論を越えて、私は、過去の人々もそうだし、現在におかつたくさんおる非常勤の、何らかの社会保険制度にも、そういう関係の恩典にあずかつておらないという人々――近代的なビルが立ち並んでいるが、そのビルにいくと、やはり何の恩恵も与えられない掃除婦とかさんとかそういう臨時の人が日給幾らで来ておる、こういうところへ行つて見てもらいなさい。

で実施できる範囲から逐次実施していくという特異な適用方式をとっておりまして、それまでは結局官吏その他政府職員の任免等に関する法律で従前の例によって処理されております。したがって、公務員法上でいわれる非常勤職員という制度が確立されたのは、非常勤職員の任用に関する人事院規則八十七が制定されました昭和二十四年五月三十一日でございます。

それから非常勤職員の勤務時間とか休暇につきまして規則が制定されたのが昭和二十四年五月三十一日。このときに一応公務員法上の非常勤制度というものが確立されたというふうに申し上げて差しつかえないのじやないかと思ひます。

その間それに至るまで嘱託制度でございまして、あるいは臨時職員制度等いろいろございましてけれども、それはいわゆる定員法が昭和二十四年五月三十一日に公布されて、二十四年六月一日に施行されたのでございまして、一応そういう定員法で、その問題につきましては、つまり恒常的に勤務する者につきましては、それを定員化したという前提のもとに、それを受けまして人事院規則はできておりますので、結局人事院規則制定当時におきましては、いわゆる非常勤職員といふものは、人夫、作業員のような日々雇用される者を除きましては、大体パートタイムの職員ということで運用されておたわけでありまして、ところがその後いろいろ関係で、いわゆる日々雇用される者が非常に長期化しまして、結局日々雇用される者につきましては、規則の十五の四で一日の勤務時間が八時間以内ということが規定

されておりますので、こういった職員が長期化しましていわゆる俗称常勤的非常勤職員というものが発生したという経緯でございます。

○堀委員 非常にこまかい御説明があらうけれども、要するに非常勤職員と常勤職員の区別は、勤務時間の状態が土台となる、こういうふうな確認してよろしいですね。それと勤務の状態が一つの基準になる。ところがいま私が取り上げた福利厚生施設にいる従業員、これは寮母にしておそらく日々雇用でござるわけではなく、相当長期間にわたって実質的には定員化された一般職と同じように勤務しておるから、片一方では定員の中に入っておる、片一方では定員の外におる者があるということになる、いまの勤務の状態なり勤務時間に基づいて、常勤、非常勤の区別をつけるというあなたの答弁では通らない現実があるということは確認できますね。どうですか。

○長橋説明員 先ほど申しました常勤、非常勤の区別は、雇用期間と勤務時間という二つの基準がもとになるのだと思ひます。雇用期間と申しますと一日の期間を、いわゆる日々雇用の形式でございまして、この場合につきましては一日八時間でございますが、更新されて長期雇用されるという結果になりますと、常勤職員とほぼ同じような勤務状態になるわけでございます。形式的にはそういう区別になっております。

うに常勤勤務者制度がございしますが、これは定員の外になっておりますけれども、公務員法上は常勤職員として取り扱われておる次第であります。

○堀委員 ちょっといま伺つて、また新しい事実が気がついたのでありますが、そのうす現在でも定員の外の常勤職員というものがあつたわけですね。ちよつと給与課長のほうに伺ひますけれども、定員の外の常勤職員というのは取り扱ひ上、給与その他については定員と同じですか。定員であるといふのかといふことは一体どこから出てくるのかといふことになつてくると思うのですが、給与上の問題はどうかになりますか。

○平井通政府委員 いわゆる先生の御質問の趣旨は、常勤的非常勤と呼ばれる職員に属するものであらうと思ひますが、これらの職員の処遇につきましては、一般的には定員内外で差はないといふふうに理解いたしております。ただそれがさらに日々雇用という形になりますれば、性格は違ふものでございまして、給与その他については処遇は異なつております。こういうふうな考えをわけでありまして、なお、さらに給与についての処遇はそういうことであるといつたしまして、共済組合法の適用とか、あるいは退職手当法の適用については、それにさらに制限がつけられておるということになるわけでございます。

で定員外がまだある、こういうことになつたわけですね。いまの法制課長の答弁によると、定員の外の常勤職員というものがあるのだといふことです。だから、そこに要するに定員というものが一つありますね。それからその定員の外の常勤職員というものがあつて、またそのほかに常勤的非常勤職員というものがあつて、形態は同じ仕事をしておる者を、国家が三段階に分けて雇用しておるという状態がこゝではっきりまた出てきたわけですからね。

そこでいまの定員内の一般職員と定員外の常勤職員と常勤的非常勤職員といふものを三つ並べて、それについていまの給与の条件、あるいは身分上の条件、それから共済組合等の取り扱いの条件といふものは、実態は同じなんです。やつておることは同じだけれども、何か政府の都合でそういう分け方をしている。そういう政府の一方的都合での分け方をされて雇用されておる者の側の権利は、一体どういふかっこうで保障されておるのかといふことを、ひとつ三つに分けてこの説明をしていただきたいと思ひます。内容は同じことなんですからね。

○長橋説明員 俗称常勤的非常勤と称しますものは、これは制度的に申しますと、定員の外の常勤職員とそれから二カ月の期間を限つて雇用される常勤勤務者でございまして、この常勤職員とそれからあとは非常勤職員ということでございます。その非常勤職員につきましては、先ほど申し上げましたように、日々雇用の形式をとる者と、それから一週間にわたつて常勤職員の四分の三の勤務時間で勤務をする者でございまして、そうして日々雇用される者に

つきましては、一日の勤務時間が八時間ということが可能でございますので、更新の結果長期化する者がある。この者をとらえて常勤的非常勤と俗に稱しておるのでございます。

それから次に身分その他の取り扱いでございますが、一応共済関係の取り扱いを除きまして、任用上について申し上げますと、一応常勤職員につきましては、試験または選考において採用するといふたてまえになつております。それから非常勤職員につきましては、試験、選考といふことではなしに、任命権者が自由に採用してよろしいといふたてまえになつております。

それから身分保障につきましては、非常勤職員といへども非常勤職員たるの地位につきましては、他の常勤職員と同じように身分保障いたしまして、その意に反して懲戒処分等受けた場合には、他の常勤職員と同じように審査請求権がございまして、それから給与の問題でございますが、この場合、いわゆる常勤職員につきましては定員の内外を問はず、同じように給与法の適用を受けてまして、等級号俸の適用をいたしております。それから非常勤職員につきましては、給与法の二十二条でございまして、委員、顧問、参事につきましては四千九百円をこえない範囲内で人事院の承認を得て各庁の長が定めることになつておまして、それ以外の非常勤につきましては、他の常勤職員との権衡を考慮して、非常勤手当を支給するということになつております。

いたしております。

○平井(通)政府委員 共済制度につ

きましては、先般も御説明申し上げた
と思うのでございますが、一年以上繼
続雇用されておいて、しかも将来に向
かつてそういう雇用が継続するであら
うと認められる者に限り適用され
るということになるわけでございます
。そこで、先ほどお話のありました
二カ月雇用で常勤職員となつておる
者、これについてはどうかという
ことでございますが、これにつきましては、
厚生年金法の適用が受けられる
道は開かれております。ただし先般林
野庁当局の御説明もございましたよう
に、事業所の性格によりまして、全部
について適用されておるわけではなし
に、事業所の非常期末端で小さいもの
等については、厚生年金法の適用は任
意になっておるといふ関係もございま
して、約五割程度しか適用されておら
ないという状況になっておるわけでご
ざいます。非常勤以下のところにつ
きましては、現在のところそういった
てまえからいきまして適用はないとい
うことになっておるかと思ひます。

○堀委員 そうすると、いま非常勤に
ついては共済組合の適用がないのだと
いうことで、非常勤の中に二カ月以内
を限るのは、いま人事院のほうはこれ
は常勤職員という理解でしたね。非常
勤ですか。あなたのほうのいまの人事
院の答弁は、従来四分の三以上出る者
と八時間の者、これが日々雇用のかつ
こうで非常勤であつて、二カ月以内を
定めて雇用するものについては常勤職
員として取り扱う、こういう答弁に
なつておつたように聞いたので、
それでよかったですか。

○長橋説明員 いわゆる定員外として

認められる常勤職員につきましては、
二カ月の期間を限るといふ雇用形式で
ございまして、非常勤につきまして
二カ月限るといふことを別に禁止して
おりませんので、非常勤につきまして
も四分の三以内の勤務時間について
は、二カ月以上の雇用ということもあ
るうかと思ひます。

○堀委員 実は制度が非常に複雑なの
で、ちょっと戸惑うのですが、少し整
理をいたしますと、定員といふものと
定員外のものそれから二カ月以内の期
限を定める定員外の常勤職員とそれか
ら日々雇用で四分の三の勤務時間をす
るものですか、あるいはまた一日八時
間勤務するもの、ただしこれは更新を
されるから、場合によっては二カ月と
かいろいろなるものがこの中にある、こ
ういふふうになりませんか。そうすると、
ここでちょっとわからなくなるのは、
いまの給与課長の共済組合の適用につ
いては、常勤、非常勤の問題ではなく
て、要するに勤務の様態のほうから、そ
も主になつてくるようですか、それ
で二カ月の期限を限つてするもので
も、これが共済組合の適用になる場合
とならない場合がある。これはいま御
答弁があつたとおり、ですね。だけどそ
の中ではこれは長期、短期もそうす
るとあれですか、いまの厚生年金の
長期給付でなければ、いまの常勤的
二カ月雇用定員外の部分といふもの
短期給付、短期給付といふか、たと
えば医療給付その他は、そうすると、
これは一体何をやってゐるのですか。

○平井(通)政府委員 先ほど申し上げ
ましたように、共済組合員となる資格
が一年以上の継続雇用であつて、かつ
勤務の様態が常勤職員と同じである、
常勤勤務であり、かつ将来に向か
つてそういう仕事を継続していく、こ
ういふ条件になつておるわけございま
すから、短期、長期を問はず適用がな
いわけでございます。そこで理論的に
は健康保険法が適用になる、あるいは
国民健康保険法が適用になる、こ
ういふことでございます。

○堀委員 国民健康保険の適用とい
うことになる、私、非常におかしな問
題が起きてくると思うのですが、日々
雇用であれば、やはり日雇い労働者で
すから、少なくともこの部分について
の医療保険は、これは政府管掌の日雇
労働者健康保険の適用にならなければ
ならぬ。国民健康保険にするんとい
うことはもつてのほかですが、その点
の現実の姿はどうなつておりますか。

○平井(通)政府委員 定はその点につ
いていろいろ各省に問い合わせをいた
しておるわけでございますが、現在ま
でのところ必ずしも正確にわかつてお
りません。あいまいなことを申し上げ
るよりは、実態的な問題をもう少し調
べた上で御返事を申し上げたいと思
ひます。

○堀委員 いまのところ、政府が日々
雇用をしておいて、国民健康保険で
やらせているなんというものは、とも
かくもつてのほかです。これは、各省
いつまでに調査できますか。こういう
形態の一番多いのは林野庁じゃないで
すか。各省、何日までに調査をして正
確な答弁ができるのか、ちょっとそれ
を答弁してください。

○西尾説明員 三十八年度はまだ調査
未済でございます。私どものほうは健
康保険を主体にいたしておるわけであ
ります。三十七年度で定期作業員に
つきましては、その六四・七%が健康
に加入いたしております。月雇につ
きましては、五五・一%の加入でござ
います。人数にいたしますと、三万六
千人くらいが加入いたしておるわけ
であります。この適用関係につきま
して、これは健康保険法の十三条の一
号で規定されておまして、事務所関係
は強制適用、それから現場の事業所関係
は任意適用、こういうふうな二本立て
になつておるわけでありまして、した
が、いまして現場の事業所関係で任意適用
の場合に、そこに働いておる方々の二
分の一以上の同意がないとできないわ
けでございます。任意適用にならない
場合は、その方々は大体国民健康保
険に加入していらつしやるから、健康保
険に加入することを希望されないとい
う場合であらうと考えておるわけでご
ざいます。私どもはできるだけ健康保
険に大ぜいが加入するように強力に指
導いたしておる次第でございます。

○堀委員 いまの答弁、ちょっとよく
わかりません。まず六四・七%が健康
保険の加入者だと言われたのですが、
政府管掌の健康保険ですか、それから
五五・一%というのは何と何でした
か、もう一べん言つてください。

○西尾説明員 これは月雇い作業員の
加入率でございます。六四・七%は定
期作業員の六カ月雇用の者でございま
す。月雇いで一カ月ぎめの方につきま
しては五五・一%、こういうような結
果になつております。

○堀委員 そうすると、要するに約半
分くらいが健康保険の適用外にあるわけ
ですね。

そこで、あなたのいまの答弁で実
に納得のいかにないことをあなたは
おつておる。国保に入つておるから
健康保険の適用になるのは望まない。し
かし健康保険と国民健康保険が一体
どの程度に本人の負担状況が違ふかと
いうことを御存じですか。健康保険に
ついては、少なくともその半分は使用
者側が負担することになつておりま
す。それから標準報酬に基づいて本人
の報酬だけが基準になつて、家族が何
人いたつて健康保険は標準報酬に基
づく同じ掛け金だけ、それも半分だけ
払ふといふわけでしょう。国民健康保
険については、基準制、世帯制、個別制等
あつて、家族が多ければたくさん払わ
なければならぬ。いま国が二割五分補助
しておるけれども、実質的な負担とい
うものは健康保険、国民健康保険とい
うものを比べてみると問題にならない
ほど国保は悪いのです。国家公務員
の、一応雇用形態が何であるにせよ、
少なくともいまの形の中で健康保険の
適用ができないものならば、これは政
府管掌の日雇労働者健康保険の中に入
れるような措置を講じなければいかぬ
と思うのです。少なくとも国民健康保
険で払つておるなんでもつてのほか
です。これは重大問題ですから、日を
あらためて、こういう非常勤的職員の
そういう社会保障関係の問題を――
きょうはこればかりをやつておると時
間がありませんから、後日本式に厚生
省以下関係各省全部でやるということ
を保留しまして、先へ進みます。

そこでもう一つ、さっきの話の中
で出ておりました非常勤職員の中で、要
するに八時間の日々雇用に延長した者
と、四分の三の勤務時間等の関係の者

とであるという話が出たのですが、いまの案母その他の非常勤職員というのは、一体どちら側の概念で扱っていることになるのでしょうか。実際持っておる非常勤職員、郵政省はいま常勤的非常勤職員ですね。郵政省来ておられますか、その人たちはいまのカテゴリの中で非常勤職員として、どういうスタイルをあなた方は頭に置いておるのですか。

○船津説明員 お答えいたします。私のほうで非常勤職員として一つのカテゴリとしていわゆる案母、全国で約三百六十名でございますが、非常勤職員と申しまして給与の支出科目が常勤職員給与という目から出ておりますので、共済組合法の施行令二条によりまして、採用の当初から共済組合員ということで、名称は非常勤職員でございますが、その実態に即しまして、扱っております。

○堀委員 いまのような取り扱いがされておるならば私けっこうだと思つておる。あと電電公社のほうは、ここにやはり二カ月以内の期間を定めて雇用されておる、七千百名は共済組合員の資格を与えられておる、こうなっておりますから、資格が与えられた以上は、これは短期、長期の給付は組合員として同等の権利を持つておると思つておる。これも私問題はないと思つておる。建設省のほうはここに六百六十三人がやはり同じようなところで定員外になつておるけれども、これも共済組合に全員加入しておる、こういうことになつておるんですね、ですから建設省のほうとしてはこれまでの者はみな定員に一応入つて、あと残つておる者は純粹な日々雇用しか残つてない、常勤

的非常勤というふうなスタイルの者はすべて終了したと書いてありますから、これについてはもう問題がない、ご理解してよろしいですか、建設省。

○大津留説明員 おっしゃるとおりでございます。

○堀委員 そうしますと、ここへ出てくる各省の中で問題があるというものは、これまた農林省だけのようですね。専売公社はこれだけはきわめてどうも簡単なあれしか出てないのですね。昭和三十四年ですか、定員法が施行されて以後、本来定員であるべきにかかわらず、定員法の影響のために定員外の非常勤職員というふうなケースが、その後定員化をされたというケースはどんなふうになつておるのか、ちょっと伺ひたいです。

○大津留説明員 建設省におきましては、定員法の以前に常勤的な勤務に服しておりました者を昭和二十六年から常勤労働者という扱いをいたしまして、定員外でございますが、常勤的な常勤の労働者として扱つております。これは二十六年から共済組合に加入せしめております。それから三十三年にわたりましてこういう常勤労働者以外の常勤的非常勤職員を調査いたしました。そういう常勤的な実態を有する者一万八千名に上つておる、登録いたしました。これを三十三年から共済組合に加入せしめておる。これらの二つの種類のものがその後全部定員化して、わずかに六百六十三名だけが厚生福祉職員として常勤労働者の扱いを受けておる、こういうことであります。

○遠藤政府委員 いま堀先生指摘のような者は専売公社にはおられません。○堀委員 そうするといまの問題については、ここに資料をいたしたいた郵政、建設それから電電公社、専売公社についてはは大体問題がないようですか、残つておるのは、やはりどうも農

○大津留説明員 そういうふうにかゝる林省関係のところは一番大きな問題があるようですから、これはあとで伺ひます。

○大津留説明員 そういうふうにかゝる林省関係のところは一番大きな問題があるようですから、これはあとで伺ひます。

○堀委員 そうすると、実はちょっといまのお話を聞いてわからない点があります。その前は、常勤労働者という形でおつた者は二十六年に全部組合員の資格を与えた。それから七年間たつて三十三年に調査をしてみても常勤的非常勤職員というものを登録をしたら、それが一万八千人ですか出てきた、こういうお話ですね。そうすると、この人たちは三十三年に登録をされた一万八千人については、それ以前は共済組合員でなかったわけですね。常勤的非常勤労働者として共済組合員の資格を得た人も、実は二十四年くらいから、いつからかその前はわかりませんが、要するに常勤労働者として仕事をしておつたけれども、定員外だったために非常勤のかつこうになつておつた。そうすると、その前の部分における非常勤の職員として勤務をしておつた期間の共済組合に入つたときの長期給付等の加算の問題の処理は、建設省じやどういふふうにしたのでしょうか。

○大津留説明員 おっしゃる御指摘のようないふ実態がある面も相当多くございまして、しかしながらその共済組合に加入いたしました以前の期間の扱いにつきましては、建設省に關しましては特にそういう要求はいたしませんところ来ておりませんので、その加入せしめた以降の期間で取り扱つてまいつておるような次第であります。

○堀委員 私どもはただいま農林省の問題についてこの問題を取り上げておるのですけれども、これもやはり公務員ですから、農林省のものだけは通

算をされた。しかし建設省のものは黙つていたら通算されなかったということには、これはしていけないとわれわれは思ふのです。そこでいまの事情が一つわかりましたから、建設省については、ひとつこれはどうせあとで主計局の給与課から統一的な処理はしてもらうことにいたしますから、それについては要するに農林省同様早急にひとつ調査をしていただいて、これは調査はできておるのかもしれませんが、これも、要するに、もしそういう取り扱ひがどこか一つの省で行なわれるならば、これは単に建設省にとどまらず、全部の省で同じ待遇が受けられるようにしなければならぬと私も思ひます。それから、その点についてはひとつ建設省側としては主計局とよく御相談なさつて、早急に調査をしていただきたい。もし調査ができておるならば、できておるといふ御答弁をいただければけっこうです。

○大津留説明員 そういう調査は現在までいたしておりません。御指摘のようには大蔵省とよく御相談いたしまして調査いたしたいと思ひます。

○堀委員 郵政省はどうですか。現在のところは郵政省の資料を拝見するともうずいぶんたくさん非常勤職員がおりますが、これはまさに日々雇用でありまして問題はありませんが、いままは職員だけれども過去において非常勤職員である。そのような者に該当する者がおりますか、どうですか。

○江上説明員 郵政省におきましては昭和三十六年、三十七年と二度にわたつて非非常勤職員の定員化という措置を行つております。人数は昭和三十六年度におきまして約六千六百

七十名、三十七年度におきましては千二百五十名程度でございます。この二回は大量に非常勤職員を定員化したしました数字でございます。

○堀委員 私がお伺いしたいのはおそろくそういうことがあったらどう。そうするとその人たちのそれまでの状態、それはいまちょっと区切りをしなればなりませんか。いま農林省のほうで問題にしておられるのは、昭和二十四年の定員法が出て、本来ならば定員化されるものが定員法のために定員化されなかった者という要件、これはちょっと建設省のほうも頭に置いていただきたいのであって、ただ非常勤職員だったから共済組合に変わったからそれにすぐ通算するという議論ではないのです。もちろん将来の問題としては検討の余地はあるかもしれませんが、国が使っていた時間においてはおそろく何らかの社会保障を受けておったわけですから、それについてもあるでしようが、いまやっておりますのはちょっと古い話のほうをやっておるわけですね。いま昭和三十六年に六千六百七十人、三十七年に千二百五十人というものは、これは大体において一体どのくらい非常勤職員として勤務をしておったのでしようか。

○江上説明員 定員化される前のことは実態を把握しておりません。ただ郵政省におきましては、例年相当数の郵便物の増加に伴いますところの増員がございまして、非常勤として雇用されている期間はさほど長くはないというふうに承知をいたしております。

○堀委員 こまかい一人一人の調査はけっこうですけども、全体でマクロ的に大体どういうものであったか、一

番長期的な者はどのくらいであったかということを一ぺん調査をしていただきたいと思ひます。

(吉田(重)委員長代理退席、委員 長着席)

そこでこういうふうにつつと見てきますと、いま私がちょっと触れましたように、この問題の中には二つ問題がある。

一つは非常に古い、いまの農林省等に出ておる定員になるべきであったけれども、定員法のためになれないで非常勤職員のかっこうで、いうなればいま私がここで議論しておるところの常勤的非常勤職員としておった者が定員化されて、またもとに戻ってきたということをいまここでわれわれが取り上げておるわけですから、その次の問題として出てきているのは、今後各省で起こるであろうところの非常勤職員が定員化される者というものがその次の問題として起こってくると思うのです。そうするとこれについてはやはり同じように社会保障関係がどういう形でつながるかということ、これは今後の問題として検討していかねければならぬ問題なんです。最初の問題は今回処置をするとか大体終わるのですが、あとの問題というのは今後必ず出てくる問題になると思うのです。だから今後の出てくる問題については、やはり統一をした社会保障の恩恵に少なくともこれらの人は浴せられるような措置を今後検討する必要があります。その検討が必要であるということは、裏返して言えば、共済組合のあり方にいま給与課長が答えております一年以上云々という問題があるのですが、少なくとも公共企業体職

員等共済組合法のほうを見ますと、この第十二条で、臨時に使用される者を除くけれども、職員はすべて組合員となる。その職員以外の者であっても運営規則の定めるところによって組合員になれるのだ、こういうような取り扱いが実はされておって、それが比較的電電公社などで二カ月以内の期間を定めて雇用された七千百人が共済組合員の資格を持たれていて、このころに運営規則が弾力的に行なわれていることに基づくのではないかと、こ

ういう感じがするわけです。そこでそういうことになりましたら、国家公務員共済組合法等においても、要するにいまのそういうコンクリートの考え方ではなくて、将来これが定員の中に入ると、雇用とを整理しておいて、完全な日々雇用については私もそれは触れま

したけれども、少なくともそのニュアンスが常勤的非常勤職員に近いようなスタイルをとる。おそろく先ほど郵政省が三十六年六千六百六十人、三十七年に千二百五十人を定員化したというものを少し分析をさせてもらえば、一体そういう非常勤職員の中で定員化されるものと、定員化されない完全な日々雇用というものは区別ができるのではないかと私は思ひます。一日平均にして

も約一万人も実は郵政省は使っているわけですから、そういうような非常勤にたくさん臨時職員を使っている中で、この程度のもので定員化されることになれば、定員化されるものについては何かがついているのではないかとと思ひますが、こらについては、国家公務員共済組合法の資格のあり方を少し再検討してみる必要があるのでは

はないか、こういうような感じがいたしますけれども、それについては大蔵省は何かお考えがありますか。

○平井(通)政府委員 これらの三公社の運営規則におきまして若干の規定を設けておられますが、その考え方とい

たしましては、二カ月以上の雇用者すべてを拾い上げるという考え方ではござい

ません。それらの中で将来職員として採用される予定の者、それがはっきりしている者を拾って、こうという考え方ではございませう。ただ国の場合でございまして、先ほど申し上げましたように二カ月以内の期間を限って雇

用する者、これらの者を採用の当初から将来職員として採用する予定という形ではとっておらないわけではござい

ます。その限りにおいては当然組合員として取り入れていくことは必ず

ございませう。したがって一方においては掛け捨てという問題もござい

ますので、ある程度継続的な雇用者でなければ本人にとつても利益になるものでございせんから、そういう限

りにおいて制度そのものを考えます場合にも、永続的に本人に利益になるよう適用しなければならぬのではな

○長橋説明員 お答えいたします。ただ二カ月の期間を限って雇用される職員につきましては、現行におきまして試験採用を原則としておりますけれども、途中、昭和二十九年でござい

ましたか、制度の改正がございまして、常勤職員と二カ月の期間を限って雇用

される常勤職員とは、試験または選考

いずれにもよらないで任用する制度が

とられたことがございます。実は、そ

ういう制度にいたしました、そういう職員が試験対象官職へ異動する場合

○堀委員　これはあとで資料にしてな
とつ出してもらいたいのですけれども、いまの、日々雇い入れの者が日雇
い健康保険の対象になり、その他長期
的な者が健康保険の対象になってお
ならば、これは私、大して問題がな
と思いますが、その点は、一応、いま
の非常勤職員の社会保険のあり方に
ついて、一べん出していただきたいと
思います。大体この問題は、そうい
うに非常勤職員の現在の社会保険、
社会保険の受け方の問題が、やはり

特に常勤になる者についてどうなるかという問題が残っておるわけでありまして、大體上記のいろいろの問題を勘案してまいりますと、特に私が一番問題があると思うのは、農林省における日々雇用の問題の中に、約半数近くが国民健康保険の対象で、そのま

まほうっておかれるということには許しがたい問題だと実は思うのです。ですから、この問題についてだけは、一応日をあらためて、ひとつ詳しく議論をさしていただくことにいたしますが、大蔵省のほうでも、いまの共済組合のこの問題、非常勤職員の問題がたまたまこへ出まして、相当洗ひざらい議論をいたしましたけれども、やはり今後は、将来的な展望としては、各種の保険がいずれも通算をされて、かけた人たちの側としては、むだなくそれが生かされるようになるべきでありますけれども、現在の段階では、残念ながらいろいろ格差がひどくて、それが一律に通算できないいろいろの問題が残っておりますけれども、少なくとも勤務をしておる者の側に立って、その人たちの権利が公平に守られるような措置については、ひとつ前向きで今後とも検討を進めていただきたいということを強く要望いたします、本日の私の質問を終わります。

○西尾説明員 林野庁関係の健康保険関係で誤解があるのようですので、ちょっと補足させていただきます。健康保険法第十三条で、強制適用の範囲が定められておるわけです。それから十四条で任意包括保険の場合の規定があるわけがございます。したがって、この十三条と十四条を適用してまいりますと、任意適用の範囲がござ

いまして、そのほうにつきましては、被保険者の二分の一以上の同意が必要でございますから、同意が得られない場合には、これは強制することはできないのでございまして、誤解のないようにお願い申し上げます。

○堀委員 いまのあなたの考えは全然納得できません。いいですか、私がさっきちょっとここで触れたように、国民健康保険と現在の健康保険の格差をあなただけが詳細にその人たちに話をあてて任意包括になるべきものをそのま

ま放置しておるのだと私は思うんです。現場を一回私のほうで調査をいたしますけれども、そうならば、いいんですか、現在の健康保険と国民健康保険の適用の差を、あなた一ぺんおっしゃってください。私は健康保険の専門家ですから、どうぞ一ぺんおっしゃってください。どれだけの差があるのか、その理解がないから、そういうことになるのです。一回やってください。

○西尾説明員 その点につきましてはできるだけ啓蒙をいたしまして、そしてこの加入者が上がつてきておるわけでございますので、できるだけ指導をいたしておるつもりでございます。

○堀委員 できるだけの指導をする。そうするともう一ぺんその点伺います。さっきの六四％とか五〇％ということは、低目に見積っても四〇％ぐらいは国民健康保険の対象になっておると思うのですが、該当人員数として何件になりますか。

○西尾説明員 日雇い健保を除きまして、一般健康保険の関係で申しまして、定期と日雇いと三十七年度五万九

千八百五十九名のうち、三万六千五百十九名が健保に入っておるわけでありまして、したがって、定期と月雇いと両方通算いたしますと六〇・四％という形になりまして、区分すると先ほど申し上げたような率になるわけでございます。

○堀委員 だから国保のほうを言っておください。いま国保のほうの加入をそのままにしておるのは何名か。いま、健保のほうは三万六千人と言ったですね。それを差し引きして、それじゃ一

体国保は何人残っておるか。

○西尾説明員 その関係につきましては、目下調査をやっておる最中でございますので、まだまとまっております。

○堀委員 その調査はいつまとまりますか。

○西尾説明員 あと数カ月かかると思っております。

○堀委員 あなた林野庁ですね。林野庁長官にちょっと入ってもらってくれ。冗談じゃない。林野庁長官が入る前にちょっと休んでください。数カ月かかるなんて、人をばかにした……。

○西尾説明員 それは実は社会保険関係は、そのほかの詳しいものを入れまして、この加入率だけではございませんで、ほかの関係、たとえば退職手当関係でありますとか厚年でありまして、いろいろの関係につきまして、私どものほうでありますとか山の現場の事業所とか、たくさん僻地に所在しておる官署ばかりでございます。そういうところの過去に雇った人の分も全部拾わなければならぬわけでございます。したがって、そういう関係でいま申し上げた分もだいぶ長期間かかったわ

けでございますが、そのほうもさらに調査中であることを申し上げておきます。

○堀委員 私がいま伺っているのは、そんなに全部のことを言っているのではないのです。要するにいまのあなたの方のほうの非常勤職員の中に、少なくともざっと私が見ただけで二万何千人の人が、相当長期にわたって雇用されておられる、国民健康保険のままに放置をされておるというようなことは、われわれ黙って見ておれないということなんです。だから現在あなたのほうで非常勤職員でおる人間が五万九千人ほどあるのなら、この人たちが一

体国民健康保険に加入しておるのか、健康保険に加入しておるのかを調べるのに数カ月かかるというのでは、これはやらぬということと同じようにわれわれ理解できるわけです。それが一カ月か二カ月かかるということについては私も理解しましょう。しかし数カ月かかるということは、少なくとも五カ月か六カ月をさすわけでは、五万九千人日本じゅうに散らばっておるかも知れぬけれども、やる気になれば二カ月もあれば、それが国保の対象者か、健保の対象者か、そんなことぐらいわからぬことはないじゃないですか。その点はどうか。国保に入っておるか、健保に入っておるか、どちらに入っておるかということをお早急に調べてもらいたいと思うが、それについての調査は何か月かかりますか。

○西尾説明員 数カ月かかるといふことは、決して五、六カ月というほど長い期間をさしておるつもりではございません。ただしこの中は、過去の実績を全部拾っておるわけでございます

て、林野の場合は御承知のように春の雇用者と夏の雇用者と秋と冬と、季節的な仕事が多いものですから、人数が変わるわけですね。したがって、一年間を調べようと思えば、すでにやめた方に御照会をしなければならぬというような場合も出てまいります。

われわれのほうでは役所で負担いたします。保険料を負担します、そういう任意包括なり強制適用の場合は数はすくつかめるわけでございますが、それ以外の調査ということになりますと、この面はやめた方の御照会も含めまして相当手間がかかることを申し上げます。次第でございます。

○堀委員 そういうことならば、そんなにやめた人までさがしなさいとは私は言いませんから、少なくとも今日から先へ向かって、これから夏なら夏に雇う人、現在雇っている人についてはどうなのかということ、これから一年間毎月一回一回やってください。そうすればいまの問題は解決しますから。何月何日の時点における非常勤職員何名、それに対する健康保険は幾ら、国民健康保険はどうなっておりますか。これを毎月一回調査をして出してもらえば、一年間を通じて大体どうなっているかということがわかりますから。私が言いたいことは調査をしてくれということが主じゃないわけですよ。何とかしてこの人たちは日雇い健康保険なり、健康保険なり、負担の軽いものにしていきたい。同じ国の仕事に携わっているのだから——国民健康保険というのはいくらに国民健康保険に入らるものですか。われわれが言っておるの、現在の健康保険法で任意包括は少なくとも五名ということにして

おつたの一名でも任意包括できるといふところまで持ってきたわけですから、そういう段階にきているのに、あなたの方の姿勢は全くいまの社会保障の前進という姿に背を向けておる。少なくとも林野庁なら林野庁が雇つておる人たちは国が雇つたに間違いないわけですから、そういう人たちに對して、もう少しあたたい気持ちで負担を軽減し、社会保障の上で少しでも優遇措置を与えてもらいたいというのが趣旨でありますから、何も調査だけをしたらよろしいということではないのであります。ひとつそういうことで調査をしていただいている中でだんだんとそれが減つて、さっきの郵政省のように、少なくとも健康なり日雇いなりのごれかに入れるという形にしてみらわれないと、雇用しておる者の責任が果たせないといふことを私は言いたいのです。

だから林野庁の長官にひとつ出てきてくれといふことになる。その点は農林省の参事官等もおられるから、ひとつ農林省としても一べん内部で検討をして、少なくともそういう脱漏のないような措置を前向で検討してもらいたいと思ふのです。一応これで……。

○山中委員長 小山市二君。
○小山(省)委員 私は、さきに本委員会に付託になっております税理士法の一部を改正する法律案についてお尋ねいたしたいと思ふ。

まず第一に、本法の改正にあたりまして、これに最も関連の深い税理士会、これはおそらく全国の税理士会の人々がこぞって反対をいたしました。また納税者の一部にも強い反対があることは御存じのとおりであります。私はこのようない関係業界が強い反対の意

を表明しておるにもかかわらず、あえて改正案を提案なさうとする当局のお考えをこの機会にお伺いをしておきたいと思ふ。

○泉政府委員 税理士法の改正につきましては、御承知のとおり昭和三十六年の税理士法の改正の際におきまして、国会におきましてすみやかに税理士制度全般につきまして根本的な検討をうけて改正案を提出するようという附帯決議があつたわけでございます。その後この問題につきましては税制と関連の深い点がございまして、税制調査会におきまして検討をすることにいたしました。税制調査会に税理士制度特別部会というのを設けまして、そこで検討いたしましたのでござい

ます。お話のように税理士制度を改正するといふことになりまして、その業会であります税理士会、それから関連業会でございますところの公認会計士協会あるいは経理士会、こういったいろいろの関連業会がございまして、私どもといたしましては、特に関連の深い税理士会につきましては、いろいろの改正要望意見がございまして、それをできるだけ取り入れるという考え方のもとに、税理士制度特別部会には税理士連合会の会長、副会長二人のうちの一人を特別部会に委員として御参加願ひまして、また特別部会の開催のつど、税理士会の役員の方にお集まり願ひまして、審議の状況を詳しく御説明を申し上げまして、税理士会との間にそのこないようにつとめるようにいたしましたのでございます。税制調査会の答申がまとまる段階におきましては、税理士会としてではございませんが、そ

の委員として最終的意見の表明を留保したいという点が一、二ございましては特別部会の方の一致の御意見によりまして答申がまとまつたのでござい

ます。ただその後におきまして、税理士連合会の中にもいろいろのいきさつがあつたことと思ふのでござい

ます。税理士制度の改正につきましても、いろいろ御意見があるやに拝察いたしましたのでござい

ますが、大きく分けまして一つは税務職員のうち、経験年数が二十年以上者につきましては、試験科目の点につきましては、簿記及び財務諸表論を選択科目とすることについてはそれでいいといふことになり

ました。結局税務職員のうち、経験年数が二十年以上の者につきましては、税理士になる資格を与える場合に、短答式の試験をやめるのかあるいは口頭試験をするのかというだけの点にしろれたのでござい

ます。その点につきましては税理士会の御意見はあつたのでござい

ます。答申にもござい

ます。アメリカの制度あるいは西ドイツの制度などをも参考

いたしました。税務職員で経験年数二十年以上者、そして管理職的地位に

五年以上の者につきましては、試験委員会におきまして口頭試験を行なうこ

う制度にいたしまして、ここに提案をいたしたような次第でござい

ます。当初答申がまとまる段階におきまして、またその後答申がまとまる段

階におきましては、今回の改正につきまして税理士会のほうからさほど強い反対はなかつたのでござい

ます。その後のいろいろの税理士会の事情が加わ

りまして反対といったような点が出ておりますが、その反対の最終的な点

は、いま申し上げました点にしろれたおるわけでございます。

○小山(省)委員 いまお答えを聞きま

すと、連合会の反対はおおむね了解が

つておる、こういうような御答申のよ

うに私は聞いたわけですが、当局がもし

了解がついておるといふ即断をされま

すれば、それは代表として出られた方

自体が了解したのであつて、その下部組

織である一般の税理士全体に十二分に

それらの趣旨が徹底されておらない。

したがって一部の人が了解したのであつて、大部分の人はいまなおこの改正案に對しては強い不満の意を持

つておる。したがって私は、將來この改正法が施行された場合には、たして緊密な協調を保つて今後の税務行政が行な

えるかどうかという点についていさ

さか不安の念を持っておる。したが

つて、これは税理士法の改正ではあり

ませんが、公認会計士をめぐつて一部い

ろんな週刊誌上に問題が提起されてお

るような事態も起こっていることを考

えると、この法案の作成にあつては、十

二分にそういう関係業者との間の連

絡、協調というものが保たれておらな

かつた、こういうふうには私は考えてお

るわけでありまして、いわゆるPRが

足らなかつた、もう少しその代表者だ

けでなく十二分にこの法案の改正の趣

旨を徹底すべきだ、こういうふうには

思ふのですが、その点はどうお考え

ですか。

○小山(省)政府委員 それから本案の改

正の理由といたしまして、いま局長が

あげられました、税理士法は十数年前

に実施をされておる、そしてその後社

会、経済情勢の変化、税制の著しい推

よって今回改正に着手されたということですが、私はそれ以外に、何か現行法で特に改正しなければ非常に不便だ、こういう点で欠陥があるのだという、特に改正をしなければならぬ他の理由というものがあろうか、その点についてお尋ねいたします。

○泉政府委員 その点につきましては、税理士法が御承知のとおり昭和二十六年に制定されて、今日まで十数年の施行の結果からいたしまして、税理士法の規定にいろいろ不備な点があることが判明いたしておりますので、それらの点を直したいというのでございます。その点を申し上げますと、一つは税理士法施行当時におきましては、所得税、法人税、相続税といったような直接税についてだけ申告納税制度がとられておったのでございますが、御承知のごとくその後間接税全般につきまして申告納税制度がとられてまいりました。そのために、従来税理士法の規定によりまして、税理士の独占業務とされておるのは所得税、法人税、相続税といったような特定の税目に限られておるわけで、特定の税目につきまして税務代理を行ない税務相談を行なうといったような事務が税理士の独占業務とされておるわけでございますけれども、そのように申告納税制度が広がった現状におきましては、そのような限定された税目だけではなしに、広く国税、地方税につきまして税理士の独占業務にしたほうが適当ではないかというふうに考えられるに至ったのであります。同時にこのことは、税理士に對しまして事前通知をする場合にも、現在そのように独占業務とされておる税目に限られておりますけれども、その税目を広げる必要があるというところになるわけでございまして、それからさらに従来税理士の備えつておる帳簿につきましては記載義務が課せられておるのでもございますが、その帳簿の記載要件の中に報酬の金額などを記載するというようなことが規定されておりますために、実際問題として税理士がそういった帳簿を記載することがなかなか困難であるといったような点がございまして、したがってそういった報酬なんかについては、必ずしも直接的にできなくて、税理士の備えつけの帳簿につきましては、依頼人別に一件ごとという事件の依頼を受けてその経過がどうであるという処理になったというところを記載しておいたことが、納税者のためにも、また税理士の方自身のためにも必要である。そういう点からいたしまして、帳簿の制度につきましては記載要件を緩和したほうが適当ではないかというふうな考えられますので、そういった点を緩和する必要がある。それから税理士の報酬につきましては、公共的な問題として国税庁長官が定めるというものが現行規定になっておったのでございまして、しかしこの報酬のきめ方は地域によりましてかなり違ひますので、なかなかこれを定めるということが困難でありました。本来こういった事務は税理士会の自主性を高めるために税理士会がみずから定めるといったほうが望ましいと考えられますので、そういった規定を直したほうがいい。あるいは現在におきましては、規定の解釈上、税理士に對しては行政上の懲戒処分は、その確定したときに効力が発生するというところになつておりますが、行政上の懲戒処分としては、裁判によって確定するまでに数年あるいは十年以上もたつたといったような場合がございまして、それでは懲戒処分として効果の発生がいかにもおそくなりまして、その間税理士として適當でないというふうな判定されながら、なお税理士業務を続けていくことができるというのとは制度として問題であるという点がございます。その中で、懲戒処分があつたときから発生させるというふうにしたほうがいい。あるいはそうするについては、従来懲戒処分は国税庁長官の専決権となつておるのでございますが、そういうふうな懲戒の効力を早く発生させるのであれば、懲戒処分が公平を得るようになり、懲戒審査会を設けて、国税庁長官が懲戒処分をする場合には、その税理士懲戒審査会にはからねばならないというようにする制度が望ましいのではないかと。こういった点がいろいろございまして、

それからまた、従来税理士の業務を営むことができる弁護士あるいは公認会計士のうち、通知弁護士あるいは通称公認会計士の方は必ずしも税理士会に入会しておらないわけでありまして、それらにつきましてもいろいろ検討したあげく、弁護士の方でも入会の希望があれば税理士会に入会していただくことが望ましいというふうな点がある。それから税理士事務所につきましては、現在増設を許可することになつておりますけれども、弁護士事務所が一所に限られておると同じように、税理士事務所につきましてもできるだけ一つの事務所に限つたほうがいい。たゞさ

んの事務所がございまして使用人まかせになりがちであります。そうなりますと、結局にせ税理士といったような問題にも発展してまいりますので、できるだけ事務所を一つにしたほうが望ましい。そしてまた現在事務所については、統一した名称がございまして、統一した名称を与えることが適當である。いろいろ申し上げまして、現行規定のいろいろの不備の点を直したほうが適當である。そしてその直す際にございましては、できるだけ税理士の自主性を高めつつ、税理士がその業務を行なっていく上におきまして、納税者の信頼を勝ち得るような方向で改正するのが適當ではないか、こういうような点からいたしまして、改正の必要があるわけでございまして、

○小山(公)委員 いま局長から御答弁いただいたような、そういう趣旨のもとに改正が行なわれておつたとすれば、業界からそう猛烈な反響といひますか、反対はないはずだといふふうに私は考えておる。その改正に便乗して、ややもすれば他の面がこの改正法案の中に織り込まれてきておるところに、一部業界から猛烈な反対が起つておるのではなからうかと私は考えておるわけであります。こまかいようですが、順次法案の内容にわたつて、これからお尋ねをしてまいりたいと思ひます。

改正の第一に、税理士の職務は、中正な立場において納税義務者の信頼にこたえる、こうなつておるのでありますが、ほんとうに税理士が中正な立場に立つた場合、納税者の信頼にこたえられるかどうか。さらには納税義務者に

對する税務援助について一その充実を期するため、こういつておるのである。一体納税者の信頼にこたえたり、税務援助について一その充実を期する、という、こういうたてまえに立つた場合、税理士の立場が中正であることがほんとうにそれらの目的を達成することになるかどうか。この辺について今回の改正でどのような御検討がなされたか、この点をお聞きしたい。

○泉政府委員 お尋ねの点につきましては、第一条に「税理士の職務は、中正な立場において納税者の信頼にこたえ、租税に關する法令に規定された納税義務を適正に実現し、納税に關する道義を高めるように努力しなければならない。」というふうな規定がなされておつたのでございまして、この点につきまして税理士会の方から、この「中正な立場」という点を削除してほしいという御意見があつたのでございまして、これらにつきましてもいろいろ検討いたしましたが、税制調査会の答申にもございまして、この点につきましては、税理士は単に納税者の依頼を受けて、その納税者の依頼と對するものというのではなくて、税務の専門職業家としての公正な判断を加えて、その仕事の処理をはかつていくべきものである。したがつて、単に納税者の依頼を受けて、納税者の利益に奉仕するというだけでは、税理士の公共的な使命というものが果たされないではないかというところからいたしまして「中正な立場」というのはそういう意味の表現であるからこの点は削除しない。ただ、

従来「税理士の職務」というように第一の題目がなっているものであります。この点につきましては弁護士の規定なども参照いたしまして「税理士の使命」というふうに改めたほうが、税理士みずから積極的にそういった立場にあるというのを自覚いたしました。独立の職業人としてその使命感に燃えて業務に励んでいただくことが望ましいというように改めたいと思つて、第一の題目を「税理士の使命」と改める。しかし「中正な立場において」という点は削らないという点にいたしましたのでございます。その点は重ねて申し上げます、納税者の依頼がある場合に、やはり納税者の依頼だけでなしに、税法の規定している目的からして、どのように税法を解釈し、運用するのが最も正しい行き方であるかというのをよく考えて、そして納税義務の適正な実現に努力するようにしていただきたいという趣旨でございます。そのように第一の題目を改めることになったのであります。

○小山(省)委員 私は、税理士という制度ができたということは、国民が税法の専門家でない、精通していない、したがって納税義務者にかわつてそういうような点を補つてやらなければならぬ。そういうたてまえから税理士という一つの仕事が生れてきた。したがつて、これは中正な立場というけれども、実際は納税義務者のいろいろな点で、助言、代行という点がある。相当大きな使命になると思う。そうなるが、勢い中正という問題はかなり疑問になつてくる。したがつて、もしその中正という問題が税法上いろいろ問題になるとするならば、税法をそういうふう

うに改正して、あるいはそれに適合するように制度を改めてからでも、今度の税理士法改正はおそらくはない、こういう点で、少なくともこれからますます税法というものが複雑になるうとする趨勢下において、納税者にかわつて、そういう点を補うとすれば、やはり納税者の意思を代行することになりがちになる。中正な立場という点ではいささか納得できないような感じがする。たとえばそうすると、弁護士は税理士の仕事ができるわけですが、弁護士にそういう点を依頼しない限りは、納税者の立場を擁護する人がいない、こういうことになる危険があると思うのですが、そういう点について中正というその限界をどのようにお考えになっているか。

○泉政府委員 お話のように、税理士の制度が生まれましては、税法がいろいろ複雑でございまして、納税者の方がそれを全部知っておるということをお願いすることができませんので、税理士が納税者を助けて納税者に助言して納税義務の実現について納税者の便宜をはかる、これがために税理士の制度が生れたことはお話のとおりでございます。したがつて、税理士の方が、その業務をやつていられる際におきまして、納税者の依頼を受け、そして納税者のためにいろいろ税法の解釈について、自分の経験と知識を投入することは当然のことでございます。私どもはもちろんそういうことを期待いたしておるのでもございますが、ただ税理士がその業務をやつていく際におきましては、単に納税者の依頼であれど、どのようなことでもやつていいというものではなくて、やはり納税者の依

頼を受けて、その業務をやつていくにあつて、税法の規定しておるところの正しい納税義務の実現ということを目ざして仕事をやつていただくべきものだという観念をあらわしておるのでもございます。したがつてこの「中正な立場」ということが、いま申し上げましたように、納税者から依頼を受けて、その納税者のためにいろいろ利益をはかるということと矛盾するものとは考えておらないのでございます。

○小山(省)委員 その点で、いまお話しのように、納税者の依頼があればどんなことでもしていい、それは私はならぬと思うのです。やはり税法という一つのもののさしがあるわけですが、その税法の範囲において最大の便宜をはかるということが、税理士の仕事になつてくるわけですが、ですから依頼さへあればどんなことでもするということとは、私はやはりできないと思つておるのです。したがつて、もし厳格な意味において正しい納税をするということになれば、これは税理士でなくても、一々税務署で法律的な解釈を、あるいは弁護士から法律的な解釈を受けた範囲で納税すれば、それは正しいあれですが、それは法律に書いてある条文以外に、やはり記帳上いろいろ問題があると思つた。たとえば減価償却をどの程度にしたほうがその年における決算上合理的であるか、減価償却をしない場合もあり得ます。できてもしない場合もあります。あるいは目一ぱいする場合もあり得ます。そういうことは私は違ふと思つておるのです。そういうふうな税法にないいろいろな部面に、やはり納税者にかわつてアド

バイスする必要があるわけですが。私は、税理士というものはあくまでも納税者にかわつて納税義務者の利益を擁護するという使命に徹しなければいかぬと思つておる。しかしそれは税法を踏みにじつてもいい、依頼があれば何でもいいという意味ではない。あくまでも税法の範囲において納税者にかわつて最大の利益を擁護してやる、こういう立場に立つのが私は税理士の本来の使命でなければならぬ。それは税務署の立場とどうしても相反するといふことは、税を不当に隠匿しようといふことでなくて、法の許す最大の利益を擁護する、こういう意味において、私はあくまでも税理士は納税者の立場を擁護するといふ立場に立たない限り、公正な税額というものは生まれてこないといふふうに考えております。この点、局長とちよつと見解が違ふと思つておるのですが、どうでしょうか。

○泉政府委員 先ほど申し上げましたように、税理士が納税者の依頼を受けまして、その業務を行ないます場合におきましては、税法の解釈につきましては税務官庁という意見の相違を来たす場合があると思つておる。またお話をうかがうと、税法で必ずしも明確に規定されておらない、取り扱いにゆだねられておる点もいろいろございまして、そういう点につきましても、税務官庁の取り扱いと税理士のほうの考え方といろいろ違ふ場合があるかと思つておる。それらの場合におきまして、税理士がその業務を行なつていく場合におきまして、納税者のためにできるだけの利便をはかるべきだといふ点については、私も同じ考えを持っておるのでもございます。ただ、それだからといつ

て、いま規定されている「中正な立場において」ということを削除する必要があるかどうかという問題になつてまいります。この点については、その「中正な立場」というのが十数年來行なわれまして、その点についていろいろ問題があつたといふことがございまして、むしろ「中正な立場において」というのを削ることによる反動的な影響のほうが多いのではないかと。そういった心配がございまして、先ほど申し上げましたように、またお話をうかがいましたが、納税者から依頼を受けたから、税法に規定されていない、税法に違反したようなことをしてもいいということではもちろんないといふ御趣旨だと思つておる。しかしこの「中正な立場において」といふことを削除することによる反動的な影響を心配いたしまして、今回の改正におきましては、そういう点については触れない。ただ、先ほど申し上げましたように、税理士の使命といふものをここに表現したほうが、職業人のあり方として適當ではないかという考えを持つたのでございまして、この点についてはあるいは見解の相違といふことになるかもしれないけれども、私どもはこういう規定があるからといって、税理士の方が納税者の利便をはかるという点において困るというふうなことではないといふふうに考えておるのでござい

○小山(省)委員 この点が私は一番問題のポイントになつておるのでもありますが、「中正な立場」といふこの中正といふ文字よりも、その中正という意義に制約を受けて、私はいまだに全国の納税義務者の利益がほんとうに守られて

いるというふうには考えにくいんです。この文字は税理士の仕事を相当制約していると思うのです。そういう点が納税義務者の間にも相当強く叫ばれておりますし、また事実この職業に關係している実際の経験者からもそういう声が強いのではありません。これはひとつ十分御検討をお願いしたいと思つて、この中正という立場において私はほんとうに納税義務者の信頼にこたえることができないし、またその税務援助というものが一そう充実されることは考えていないので、これをとることによつて一そうの充実が期せられる、こういうふうには私も考えておるわけであり、この点について十二分に御検討をお願いしたいと思います。

それから第二条で、業務は税務代理及び代行あるいは税務書類の作成、税務相談、こういうふうになっておりますが、従来の規定は明確を欠いて、業務の取り締まり、納税運動の推進に支障が見られた、こう言つておる。一体どういう点に、これらの仕事で業務の取り締まり及び納税運動の推進に支障があったかどうか、ちょっとお考えを承りたいと思います。

○泉政府委員 税理士の業務を規定いたしております第二条の規定につきましては、従来の規定は御承知のようにきわめて簡単でございまして、もちろんその内容といたしましては税理士の独占業務としては税務代理と税務書類の作成と税務相談、この三つがある。これは従来からありましたが、また今回の改正におきましてその大きな筋は変わつておらないのでございます。ただ税務代理とはこれまでの範囲をいうのか、また税務相談というのか、また

の範囲をいうのか、また税務書類の作成とはどういう書類を作成することかという点につきまして、従来の規定は抽象的に簡単でございまして必ずしも明確でなかったものでございます。たとえば申し上げると、この税務相談という場合に、税について何らか聞かれて答えることがすべて税務相談かどうかという点になりますと、所得説の申告が納税の時期などに青色申告会というのがございまして、青色申告の推進をやつておるわけでございますが、そこに青色申告会の会員から質問があったときにそれに答えることがすぐに税務相談になるということでございます。と、税理士でなければできないというやうな点になります。そこで税務相談というのはいくつかをいふのであつたかといふことを明らかにする必要があります。そうしないと青色申告会がいろいろな仕事をやっていく上において、どこまでは青色申告会としてできる、どこから以上は税理士たる者でなければできない、その限界を明確にしないと困るというふうな問題になったわけでございます。そこで今回の改正におきましては、納税相談といふのは申告書の作成あるいは課税標準とか、税額について申告、申請、請求不服申し立てをする場合、これらの場合について具体的事項について相談に應ずる、これが税務相談であるといふふうに規定いたしました。たとえば青色申告会の場合に抽象的にこれだけの金額に納税します、課税標準によればどのだけの税額になりますかといふたようなことを聞かれるような、抽象的な事柄についての設例を設けての説明等は税務相談に該当しないというように、そ

このところを明確にいたす必要があつたわけでございます。それからまた税務書類の作成につきましても、税務書類とは何ぞや、法人税の申告につきましては小山委員御承知のように決算書を添付するわけでございますが、決算書は税務書類なりやいなやといふような点につきましてもいろいろ意見があるわけでございます。が、今回の改正におきましてはそういう決算書といふものは税務書類ではないといふことを明確にいたしました。したがつて、決算書を作成するといふことは税理士の独占業務ではないといふやうな点を明確にする。

それからまた税務代理の点につきましても法律上の代理とそれから事実上の行為の代行、こういった点もございします。そこでそういった法律上の代理と事実行為の代行、こういうふうに分けてその関係を明確にすることが望ましい。こういった点から今回の改正になったのでございまして、いま申し上げました税務相談の範囲等が特に納税団体、青色申告会とかあるいは納税貯蓄組合といったやうな場合、あるいは青色申告運動を行なう場合と、それから税理士の独占業務との関連を明確にしておく必要があるといふことで、今回の改正になった案を出したやうな次第でございます。

○田中(重)政府委員 よくわかりました。○山中委員長 小山君、二時ごろまででやめるつもりで一応区切りの質問にしてください。○小山(省)委員 いまお話しのように税務書類の定義についてこの機会に明確にされた、その点は一応けっこうだろつと思うのですが、税務相談とは申告に際して個別相談をいう、こうなつてゐるのです。申告のときだけが税務相談であつて、それ以外平素のいろいろ主張上の相談、そういう点はこれは税務相談の範囲に入りますか、入らぬのですか。○泉政府委員 申告に際しての相談だけではもちろぬないわけでございます。第二、第三の第三号にありますが、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書の作成に關し、といふことでございますので、申告、申請、請求、不服申し立てあるいは調査もしくは税務官公署の処分に対して主張する場合、あるいは陳述をする場合、これらすべてを含んでおります。したがつて、申告書の作成のときだけをいふのではありません。

○泉政府委員 税理士の業務を規定いたしております第二条の規定につきましては、従来の規定は御承知のようにきわめて簡単でございまして、もちろんその内容といたしましては税理士の独占業務としては税務代理と税務書類の作成と税務相談、この三つがある。これは従来からありましたが、また今回の改正におきましてその大きな筋は変わつておらないのでございます。ただ税務代理とはこれまでの範囲をいうのか、また税務相談というのか、また

○山中委員長 先ほどの堀君の質問の林野庁長官に關する件、いま林野庁長官着席しましたから答弁いたします。田中林野庁長官。○田中(重)政府委員 常用作業員でない非常勤職員の健康につきましては、先ほどもその加入の実態については御答弁を申し上げたやうでございます。

○田中(重)政府委員 いまのお説、まことにとてもとどまらずでございます。そういう御趣旨に基づいてできるだけ努力をいたしたい、こういうふうな考えをもちます。○山中委員長 林野庁長官、国で雇用している者が国民健康保険のままで放置されておるというのは異例な事態なのか、そういうことは原則としてないやうな方向に努力していかなければならぬ、わかつておりますか。

○田中(重)政府委員 よくわかりました。○山中委員長 小山君、二時ごろまででやめるつもりで一応区切りの質問にしてください。○小山(省)委員 いまお話しのように税務書類の定義についてこの機会に明確にされた、その点は一応けっこうだろつと思うのですが、税務相談とは申告に際して個別相談をいう、こうなつてゐるのです。申告のときだけが税務相談であつて、それ以外平素のいろいろ主張上の相談、そういう点はこれは税務相談の範囲に入りますか、入らぬのですか。○泉政府委員 申告に際しての相談だけではもちろぬないわけでございます。第二、第三の第三号にありますが、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書の作成に關し、といふことでございますので、申告、申請、請求、不服申し立てあるいは調査もしくは税務官公署の処分に対して主張する場合、あるいは陳述をする場合、これらすべてを含んでおります。したがつて、申告書の作成のときだけをいふのではありません。

これから問題です。「第一号に掲げる者と同等以上の学識を有する旨の認定をしたもの」ということになっている。一体試験をした者としないうと、ここに二色あったら、試験をしない人を試験をした者以上と——第一号というのはつまり税理士試験に合格した者です。「第一号に掲げる者と同等以上の学識を有する旨の認定をした」、これは私は試験制度を軽視したものであると思う。少なくとも口頭試験によってその人の資格を認める、そういう点でつまり試験を省略してその資格を認めるというそういう場合において試験をした者以上と認定するということば、これは試験制度というものを軽視したことになる。これを同等以上——同等と認めるということば、これは私は認めるということば、これはほぼどおずかなような字句ですけれども、試験制度というものがやはり根本でなければならぬ。これが一番厳正でなければならぬとすれば、やはり試験でない者をこれ以上と認めるということとはちょっとどうかと思うのですが、この点どういってお考えですか。

○泉政府委員 この点につきましては、税理士制度特別部会におきましていろいろ検討をいたしましたのでございまして、まず外国の制度から申し上げますと、それほど多くわかつておるわけではございませんが、まずアメリカにおきましては、内閣蔵入庁に最小限七年間継続して雇用されており、かつその雇用期間の少なくとも五年間は所得税、遺産税、贈与税、雇用税または消費税について規定する内閣蔵入法典及び

びそれに基づく規則に関する諸条件の適用及び解釈の業務に従事しておった者は、試験を受けることなく、日本の税理士に相当する登録代理人となる資格を有するものとされております。また、ドイツにおきましては、退職前十年のうち五年間ある一定の地位に従事しておりますれば、税理士試験を受けなくて税理士となることのできる、こういうような制度がとられておるのでございまして。

またわが国の税理士制度といえしまでも、従来そういった国家の税務職員につきましては、所得税、法人税の仕事なんかは十年以上従事いたしておられますれば、税法を試験免除にする。その他の仕事に従事しております者につきましては、十五年以上従事しておりますれば税法の試験を免除する。したがって、簿記と会計について試験を受ければ税理士試験に合格することになる、そういう制度がございました。また臨時的ではございますが、特別試験の制度がございまして、税務の経験が二十年以上ございまして特別試験を受ければよい。その特別試験は、簿記及び会計について筆記試験並びに口頭試験を受けるという制度になっておったのでございまして。

今回の改正におきましては、税制調査会の答申もございましたので、それらを参考にいたしあぐ、国税の職員でございまして、二十年以上の経験を保持しておいて、しかも五年以上管理的な地位にあった者につきましては、従来自分が在職中に行なっておった仕事で、すでに税法の解釈、適用に関する仕事でございまして、そういう点におきましては自分が納税者から提出さ

れた申告書の審査をし、あるいは所得の調査をするというようなことをいたしておったわけではございまして、そういう経験といたしたものを重視いたしまして、その経験に基づく知識を評価して特別に税理士になる資格を与えたいところが適当ではないか。外国の制度等から見てもそういうことはいかぬのではなからうかというところから、今回の改正を行なうことになったわけではござい

なるほど、口頭による試験というのと筆記試験とは違ふかと思ひます。しかし試験の種類といたしましては、筆記試験だけが試験であつて口頭試験は試験でないとは、私は申されたいと思ふのでございまして。したがって、ここにありますように、簿記に関する実務について口頭試験をする、その口頭試験によって税理士試験に合格した者と同等あるいは同等以上——この法文で「同等以上」とございまして、もちろん同等を含むわけではございまして、したがって同等または同等以上というふうな認めることができるとは、ないか。口頭試験によつても、その人がどの程度の学識を持っております、どういった人物であるかということとは評価し得るものと考えておるのでございまして。またそういうことは試験審査会で十分行ない得ると考えまして、今回のような改正案にいたしておるのでござい

○小山(省)委員 いま御説明を聞きまして私もわからないわけではないのです。税制調査会の答申を見、あるいは各国のそれらの制度を調べた上でそのような試験制度を立法化したわけですから、私はこの制度自体が悪いという

ふうに否定はしません。否定はしませんが、しかし、少なくとも試験というものにはどのような価値があるかどうかという判定をする一つの機関ですから、その判定をする機関が二度あるよりは一度のほうが軽いわけですね。それを試験を経た者以上とそういう認定をするところに、私は試験制度というものを幾らか軽視しているような感じがこの字句の上から受け取るわけなんです。ですから、試験が少なくてもそれ以上の人があるかも知れない。しかしそれは少なくとも同等と考えるべきが普通じゃないですか。それをそれ以上とそういうふうな判定をするということは私はどうかというふうに考えております。それは試験の内容によって、必ずしもそれによって決定づけるものじゃない。決定づけるものじゃないけれども、こういう法文の上にあられる場合においては、試験の内容といたしたものがあるいはどういふふうな問題をどういふことではないわけですから、一応ただ試験を経て資格を与える者と、そういう過去の実績を十分認めて、試験を省略して資格を与えるものと、こういう二つの制度があるということをおわしては、その実際の実務の経験者はこちらの制度でいくのだ、といつていい、だからその制度でいくのだ、といつて私は思ふ。それを同等以上だと認定しようとする考えがちょっと私は納得ができません、こういうふうに申し上げたわけでは

○山中委員 小山君、きょうはここら辺にして……

○小山(省)委員 これで終わります。実務経験者は本試験に統合しろと

か、あるいは旧五、六、七条を維持してくれというような請願でありますとか、あるいは第八条の二の中に簿記論を入れるというような、いろいろの要求が私どものほうにきているわけですね。もちろんこれを立案されるまでに、そういう要望があなたの手元にきていたと思ひます。そういう点についてどのような検討がなされたかということをお聞きしたい。

○泉政府委員 先ほどのおことばでございまして、あるいは表現の問題かとも存じますが、同等以上というものは、同等を越えておるといふのはもちろんないのでありまして、同等または同等を越えているので、同等も含んでおるわけではございまして、そのように御了解いただきたいと思ふのでござい

それからその他の事項につきましては、いろいろ諸願等がございまして、それらの点につきましては、この立案の過程におきましていろいろ検討いたしまして、できるだけ、この要望の趣旨で適当なものは取り入れることにいたしましたのでございまして。しかし税理士試験を予備試験と本試験に分けるといふ点につきましては、従来の税理士試験の経過からいたしまして、どうしても受験人員が相当多数でございまして、本試験だけで処理しようとするにはなかなかむずかしい点がござい

本試験というふうな二つに分けて、予備試験である程度ふるいにかけておいて、そして本試験を行なう、本試験につきましても、従来の試験制度が一科目ずつの合格制度でございまして、と、そうすると、合格者を一定数とい

うふうに考えますと、どうしてもむずかしい問題というところになりがちでございます。そのためにかえって非常な暗記を要するというようなことになるわけでございます。しかし税理士の仕事というのは、何もすべての税法を暗記するというようなことはとうてい期待すべきものでなくて、税法を見ながら、そして自分の判断を加えて、この問題はこういうふうにあるべきだ、この規定はこういうふうに解釈すべきだというような判断をしていくのが税理士に期待されることでございます。税法をまる暗記していることは望ましいのではありませんので、試験の制度としまして、そういった暗記に走ったことではなしに、むしろ税法を試験場に備えておきまして、その税法を見ながら実務の問題について解答をしていただく、このほうが税理士としての能力に期待される試験としてはいいのではないかと、そういう点から本試験と予備試験に分けるという制度にいたしました。試験科目等につきましてはできるだけ要望の趣旨を取り入れまして、ただ、予備試験と本試験に分けるといふ本質的な問題につきましては、税制調査会の答申もございまして、また従来の試験の経過から考えまして、現行の制度よりも今回の改正案の制度のほうが望ましいというふうに考えたのであります。

世間では、今回の制度は、税務職員には口頭試験で税理士になれるようにし、試験を受ける人には非常にむずかしい試験を行なう、予備試験と本試験と二回も試験を行なうのだという御印象があるかに拝聴するのでございます。私どもの考えは、むしろ従来の

ような試験制度でございますと、かえってむずかしい問題になって、むずかしい試験になりがちで、それよりも常識的な点について予備試験を行なう、そうして実務応用能力を税法を見ながら答えて、答案をつくっていただくことにしたほうが、むしろ試験を受ける方にはやさしくなる、それがまた税理士の仕事の性質から見ても、試験として適当であるというふうに考えたのでございます。その点、あるいは冒頭にお話ございましたように私どものPRが足らなかつたかもしれませんが、それでも、そういった点につきましては十分御理解をいただきたいというふうに考えておるのでございます。

○山中委員長 小山君の質問は次会に譲ります。

次会は、来たる二十九日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時六分散会

昭和三十九年六月五日印刷

昭和三十九年六月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局